1. スーパー川守制度について

1.1 設立の背景

国土交通省において 2010 年に 設置された「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、河川堤防質的強化をはじめとする河川改修の推進、施設能力を超える超過洪水による氾濫に対して「流域における対策で安全を確保する治水政策」を推進するための基本的な考え方について検討がなされている。

今後は、総合的な流域治水対策を推進するとともに、現施設能力を超える洪水発生時で の減災を図るための取り組みが求められており、地域防災力の強化は治水対策上の喫緊の 課題となってくると考えられる。

本研究会では、この課題に積極的に取り組むこととし、河川管理・河川防災に係る高度な専門知識や経験を持つ技術者を「スーパー川守」として認定し、その活動を支援することにより、わが国における治水安全度の向上と減災に寄与したいと考えている。この種の業務については、国交省はプロポーザル方式による発注業務として既に始めており、これについては各社ですでに展開を図っているところであるが、今後地方自治体においても地域防災力を着実に向上させるための取り組みが必要となってくると思われる。

当研究会で認定する「スーパー川守」は、これら河川管理者、地方自治体、その他の団体等からの委託等により、河川管理や河川防災について、当研究会の組織的なバックアップを活用しながら、地域支援のための河川防災の「スーパーバイザー」としての活動を行うものとする。

1.2 資格認定細則

第1章 総則

第1条(目的)

この細則は、安全で快適な社会の実現のために、「スーパー川守」を認定し、以ってより適切な河川管理、より効果的な河川防災に資することを目的とする。

第2条(定義)

「スーパー川守」とは、経験と蓄積された河川技術を駆使し、これからの効率的な河川の管理、河川防災等に指導的な役割を果たす河川全般に関するスーパーバイザーを言う。

第2章 スーパー川守認定試験

第3条(認定試験)

認定試験は、推薦書、履歴書(別途定める)論文、面接(当面なし)をもって行う。

第4条(認定実施)

認定試験は、当面、必要に応じ当研究会が行う。

第5条(認定証書)

認定委員会により認定された者には、会長が「スーパー川守」に認定したことを証する証書を発行する。

第6条 (認定の更新)

認定は、3年ごとに更新するものとする。

2. 更新は、講習会を受講することにより、試験に代える。

第7条(認定費用)

認定試験及び認定更新の費用は別途定める。(当面無料)

第3章 認定の取り消し

第8条 (認定の取り消し)

認定者としてふさわしくない不正等の行為を行った場合には、会長は認定委員会の審議を経て認定を 取り消すことができる。

第4章 スーパー川守認定委員会

第9条(スーパー川守認定委員会)

「スーパー川守」認定に関する重要事項の審議並びに認定を適正かつ公正に実施するために、スーパー川守認定委員会を置く。

- 2. 委員会は委員8名以内で組織する。
- 3. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4. 委員が任期途中で交代した場合には、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5. 委員長は委員の互選とする。必要に応じ委員長は副委員長を置くことができる。
- 6. 委員会の所掌事項及び運営については別途定める。

第5章 秘密の保持義務

第10条 (秘密の保持義務)

委員会委員もしくは研究会職員は、認定試験に関して知りえた情報について秘密の保持義務を負う。

附則

第1条 この細則は、平成22年8月末日から施行する。

1.3 業務の内容

(1) 平常時に係る事項

- ①対象河川の過去に取得した情報や地域特性をコンパイルし、河川工学的な課題を抽出 し、大局的な河川防災計画を立案する。
- ②洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な河川区域を対象に、現地状況を 十分に把握した上で効率的な巡視点検やモニタリング計画を作成する。
- ③重点区間を対象に河川施設(堤防を含む)や流域の効率的減災対策やモニタリング調査に係わるパイロット業務等の提案を行う。
- ④地域の水防団ならびに関係機関に対し、工学的課題、初動対応、効率的水防工法等に

関する定期的懇談会の開催により情報の共有に努める。

(2) 非常時に係る事項

- ①地域の河川防災に係る行政組織や水防団などに対して効率的な防災活動ができるよう に情報の伝達を含む後方支援活動を行う。
- ②非常時の現地対応では「スーパー川守」を補佐する「川守アドバイザー」を常駐させ、 適切な指導・助言を行うことによって後方支援活動を強化する。「川守アドバイザー」 はその地域を担当する「スーパー川守」が任命する。

1.4 「スーパー川守」プロジェクト

当研究会は技術開発委員会(常設)の中に、「スーパー川守」の活動推進と活動情報の共有による支援活動を強化するために、リバーテクノ研究会理事長を委員長とし、技術開発委員長他各ワーキンググループのリーダー、副リーダーからなる「スーパー川守」プロジェクト委員会を立ち上げる。この委員会は技術開発委員会の中での常設委員会として運営する。